

仕様書

1 業務委託名称

大阪市ハートフル商店街事業業務委託（長期継続）

2 目的

大阪市内の障がい者福祉サービス事業所が製作・提供する製品やサービスの販売促進、販路拡大及び受注機会の増大に取り組むことにより、就労による自立・生活水準の向上及び多様な社会参加の機会を提供することを目的とする。

3 履行期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

4 履行場所及び経費の負担

本業務を遂行するにあたり、大阪市内に業務運営事務所を設置するとともに電話及びパソコンを備えること。また、事業の実施にあたり必要な機器、設備等を確保すること。なお、事業に必要となる経費は、すべて受託者の負担とする。

5 適用範囲

- ・この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
- ・本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、本仕様書によるものとする。なお、この仕様書に定めのない事項については本市と受託者が協議の上、定めるものとする。

6 業務内容

次の業務について実施すること。

(1) 「大阪ハートフル商店街」の運営管理

- ア) 参加対象施設は、障害者総合支援法第5条に規定する障がい福祉サービス事業所（生活介護、就労移行支援、就労継続支援）及び同条に規定する地域活動支援センターのうち、その所在地を大阪市内に有する施設または事業所とする。
- イ) 本事業の参加にあたっては参加登録を行い、登録情報は受託者が適切に管理すること。
- ウ) 出店及び情報発信に関する諸条件を整備し、参加施設に対して遵守するよう徹底すること。
なお、諸条件の整備にあたっては本市と十分協議すること。
- エ) 参加対象施設より、参加登録希望や問合せ等があった場合は、事業趣旨や諸条件について内容を説明のうえ、必要な対応を行うこと。
- オ) 本事業において、トラブルや苦情等が生じた場合は、受託者の責任において解決し、その内容を速やかに本市へ報告すること。
- カ) 変更に関する協議等
以下の事項を変更するときは、本市と協議の上決定すること。
 - ・出店及び情報発信に関する諸条件
 - ・サイトの名称
 - ・サイトのアドレスドメイン
 - ・Web ページのデザイン
 - ・参加施設向け受発信用メールアドレス

(2) 市役所本庁舎1階市民ロビーにおける出店販売

- ア) 市役所本庁舎1階市民ロビーに設置された出店ブースを活用し、参加施設の製品等の販売を行うこと。
- イ) 受託者は、出店にかかる参加施設の調整及び管理を行うこと。
- ウ) 出店時間は10時から16時までとし、その間で必要な時間とする。

ただし、出店にあたっては 12 時から 13 時までの販売を必須とする。

エ) 出店料は無料とする。ただし、販売手数料や光熱水費等の負担が生じた場合は、その費用の範囲内において参加施設に負担を求めることができることとする。

オ) 販売ブースを活用し、参加施設の製品や取組紹介、障がい理解につながるイベントや啓発の実施に努めること。

(3) 企業等との連携推進及びイベント出店による販売促進・販路拡大の取組

ア) 企業等との連携を積極的に図り、製品等の販売促進、販路拡大に取り組むこと。

イ) 受託者は、出店にかかる参加施設の調整及び管理を行うこと。

ウ) 出店料は無料とする。ただし、販売手数料や光熱水費等の負担が生じた場合は、その費用の範囲内において参加施設に負担を求めることができることとする。

エ) 企業等から連携、出店等の打診及び問合せがあった場合は、適切に対応すること。

(4) プロモーションサイトの運営・管理

ア) 本事業の周知・啓発及び参加施設の製品・サービス等の情報発信を目的としたプロモーションサイトを新規に構築し、運営すること。

イ) ウェブサイトの必要要件

- ・新規にウェブサイトを構築するにあたり独自ドメインを取得すること。
- ・セキュリティを担保するため、暗号化通信 (TLS 通信) に適合したページとすること。
- ・スマートフォンやタブレット端末等のデバイスに応じて、ウェブサイトが見やすく最適化される仕組みを構築すること。
- ・ウェブアクセシビリティを確保するため、JISX8341-3:2016 に対応すること。

なお、対象範囲は、本ウェブサイトのドメイン以下のコンテンツとするが、技術的観点等から対応が困難な場合は、できるだけおおくの方が支障なく情報取得できるよう代替情報の提供に努めること。

- ・問合せに対する対応、参加施設との連絡等に使用するため、電子メールアドレスを取得すること。

ウ) コンテンツの作成

プロモーションサイトには、次のコンテンツを備えること。なお、複数のコンテンツを同一ページにまとめることも可とする。

① トップページ

- ・原則としてページ下部にバナー広告掲載枠を設けること。掲載枠数、バナー広告の使用及びサイズについては、本市に確認すること。なお、掲載用データは本市より提供する。

② 事業趣旨、事業内容

③ 参加登録、出店及び情報発信に関する諸条件

④ 電子メールによる問合せフォーム

⑤ 新着情報

- ・最新の出店及び取組等に関する情報・お知らせ

⑥ 参加施設一覧

⑦ 参加施設の基本情報

施設名又は事業所名、所在地、連絡先、施設ホームページアドレス（運営法人を含む）を掲載すること。

⑧ 参加施設が提供する製品及びサービスの詳細情報

- ・テキスト情報だけでなく、画像やチラシ等を掲載することにより、製品及びサービスの効果的なプロモーションに努めること。
- ・参加施設（運営法人含む）が自施設の取組として製品等の販売を行う場所及びウェブサイトがある場合は、その情報を発信するよう努めること。

⑨ その他、本事業の目的に沿ったコンテンツの作成及び充実に努めること。

なお、プロモーションサイトへのアップロード及びコンテンツ素材の作成等については、可能な限り参加施設と協働して行うよう努めること。

エ) ①～⑥については、令和7年7月1日までに一般公開すること。

オ) ウェブサイトの更新について、本市より指示があった場合及び参加施設から要請があった場合は、即時に更新するとともに、3か月に1度程度、情報更新を行うこと。

カ) 本事業目的を鑑み、コンテンツの作成・ページ更新にあたっては、障がい者の就労訓練及び在宅就業障がい者の就労支援を目的とした活用を認めるものとする。

(5) 市民を対象とした広報・啓発

ア) 製品等の販売・周知に係るイベント・催事等を開催すること。

イ) チラシ・ポスター・動画等の広報ツールを作成し、効果的な情報発信に活用すること。

なお、情報発信の内容については事前に本市と協議を行うこと。

ウ) SNS等を活用し、リアルタイムな情報発信に努めること。

(6) 振興窓口としての業務

ア) 製品の売り手・買い手双方からの相談への対応、仲介を実施することにより、製品の販売促進及び業務受託の増大に取り組むこと。

イ) 企業・団体・自治体等からの発注にかかる問い合わせへの対応を行うこと。

ウ) 複数の施設連携が必要な受託案件（共同受託）に際しての施設間の調整を行うこと。

エ) 利用者ニーズを踏まえたセット商品の開発や新たな販売手法の導入など、事業活性化につながる取組について調査・研究し、実践可能な取組については本市及び参加施設と協議のうえ実施するよう努めること。

オ) 売り上げ向上、販売技術向上を目的として、参加施設に対し製品販売に関する助言や好事例の共有を定期に行うこと。また、希望する施設が集まって意見交換ができる機会を年に1回程度設けること。

カ) 製品の販売促進に関わる参加施設向け各種制度の案内を実施すること。

(7) その他の業務

- ・ 出店販売に当たっては、就労を通じた障がい者の多様な社会参加の機会となるよう、障がい当事者の積極的な参加に努めること。

- ・ 未登録の参加対象施設に対して、本事業内容の周知等を定期に行うこと。

- ・ 本業務を通じてソフトウェア等の使用権の取得があった場合、それが本業務にかかる委託契約期間の満了後も引き続き使用できるものであるときは、本市が使用権を所有するものとする。

7 実績報告

- ・ 毎月10日までに、前月の事業実績を本市へ報告すること。

- ・ 報告内容は、事業実施状況、売り上げ（事業ごと）、ウェブサイトアクセス件数、事業を通じて取得した参加施設及び利用者からの主な意見等の記載を基本とする。なお、これ以外の項目について本市より報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

- ・ 毎年度業務終了後、実施した事業内容について事業報告書を提出すること。

8 人員配置

- ・ 本仕様書に定める業務を実施するためのコーディネーターとして職員を1名以上配置すること。

- ・ 各年度の4月1日現在における職員配置及び勤務体制の状況について、速やかに本市へ報告すること。

なお、年度途中で変更が生じた場合は、その都度報告すること。

9 委託料の支払い

会計年度（各年4月1日から翌年3月31日まで）ごとに受託者からの請求により支払う。支払い方法については受託者決定後、受託者と協議の上決定する。

※本市施策等の変更により上限額、支払い方法が変更される場合があります。

10 その他

(1) 業務等の引継ぎについて

- ・「3 履行期間」に定める履行期間の次期の受託者（以下「新受託者」という。）が決まった場合、受託者は参加施設及び企業等連携先との関係に支障をきたさないよう新受託者に対し必要な引継ぎを行うこと。なお、引継ぎにかかる諸費用が必要な場合は受託者が負担することとする。
- ・ウェブサイトのドメイン使用権は新受託者に譲渡すること。なお、やむを得ない事由により譲渡できない場合は、本市へ報告し対応を協議すること。

(2) 障がい者の法定雇用率達成への取組

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務が課されていることから、応募段階で法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、誠実に履行すること。

(3) 個人情報保護について

本委託業務は、個人情報を取り扱っているため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受託者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- ・本委託業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- ・本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- ・本委託業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- ・受託者の管理する個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合には、受託者は、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を発注者に報告し、本市の指示に従うこと。
- ・必要に応じて、本市職員による立ち入り検査を受けること。

(4) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例関係

本契約の履行に際して、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）の趣旨を踏まえ、「特記仕様書」を遵守すること。

(5) 大阪市暴力団排除条例関係

本契約の履行に際して、「大阪市暴力団排除条例」（平成 23 年大阪市条例第 10 号）に基づく「特記仕様書」を遵守すること。

(6) 人権問題研修について

受託者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

(7) 苦情解決等

受託者は、苦情処理にあたって、対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。

(8) 緊急時等の連絡体制の整備

受託者は、緊急時等に適切に対応するため、迅速な対応ができるよう連絡体制を整備すること。

(9) 再委託について

ア) 受託者は、業務等の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ) 前項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ・「6 業務内容」に規定する業務

ウ) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

エ) 受託者は、イ) ウ) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

オ) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託者を選定したときは、この限りではない。

カ) 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(10) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた従事者向けの研修等を実施すること。

(11) 受託者は本事業にかかわり独自の広告収入を得る等の行為を行ってはならない。

(12) 管理・運営するホームページ等の障害時の連絡・対応

管理運営するホームページ等に障害等が生じた場合は、速やかに発注者へ連絡するとともに、原因特定及び必要に応じて影響範囲調査、復旧作業等を可能な限り迅速に行うこと。

10 仕様書に関する問い合わせ

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課（飯沼・市山・浜辺）

TEL 06-6208-7994